

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

「未払い料金があります！」 それ、詐欺かも！！

大手通信会社グループの事業者を名乗り「1年間電話料金が未払いになっている。支払わなければ法的手続きを取る。守秘義務があるので誰にも話さないように」と電話があった。

コンビニで「電子マネー」を購入するよう言われ、店員に聞かれた場合は「自分で使う」と答えるよう指示され、30万円の電子マネーを購入し番号を教えた。翌日も電話があり、5万円の電子マネーを購入し番号を教えた。その後も追加で50万円分購入するようにと電話があり、おかしいと思った。
(80歳男性)

【トラブルに遭わないためのポイント】

いつも口座振替のはず！？

- ☠ 実在する事業者を名乗り、身に覚えのない未納料金を請求される電話があっても、言われるまま支払ってはいけません。知らない番号や非通知からの電話は「出ない」「話を聞かない」「かけ直さない」ようにしましょう。
- ☠ コンビニ等で電子マネーを購入するように指示し、番号を教えさせる方法は、すべて詐欺です。
- ☠ 不明な点がある場合は、実在する事業者の正式な問い合わせ窓口を家族や周りの人とともに調べて問い合わせてください。

※困ったときは、消費生活センターや最寄りの警察等に相談しましょう

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」「見守り」を日頃から行い、消費者被害の未然防止と、被害に気づいていない人には、気づかせる機会を設けてください。

「自分はだまされない」と考えている人・・・8割以上！

～ 不安を感じたら迷わず電話 ～

- ◆ 長野市消費生活センター 026-224-5777
(消費者ホットライン 188)

【発行元】

長野市地域・市民生活部 市民窓口課
消費生活センター
〒380-0835
長野市大字南長野新田町 1485-1
長野市もんぜんぱら座4階
電話 026-224-5777
FAX 026-223-1818